

さいたま市告示第391号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成29年4月8日さいたま市告示第659号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和8年3月9日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（さいたま市大宮区大成町一丁目1番2の一部、さいたま市大宮区桜木町三丁目1番5の一部、さいたま市大宮区桜木町三丁目1番6の一部）
- 2 指定番号
形-14号
- 3 講じられた実施措置
掘削除去
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所環境局環境共生部環境対策課水質土壌係
 - (2) 電話 048（829）1331

